四日市市告示第 350 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の市道の路線の区域を変更する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和元年 5月 9日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(区域変更)

(都市整備部道路管理課)

整 理	路線名	区域変更前起終点	変更区間幅員 変更前幅員	変更区間延長 変更前延長	備考 別添図位番号
番号	始 禄石	区域変更後起終点	変更後幅員 (m)	変更後延長 (m)	
1	西阿倉川62号線	山手町3261 大字西阿倉川字上野299-1	18.2~30.1 16.0~30.1	170.9 865.7	区域を変更する 幅員を変更する
		山手町3261 大字西阿倉川字外ノ坪179-4	16.0~30.1	967.3	延長を変更する No.1